

議 事 録

第 17 期名護市農業委員会 第 6 回 総 会

令和 3 年 2 月 26 日 (金)

名護市農業委員会 第6回総会

開催日時 令和3年月2月26日(金)午後2時00分～

開催場所 名護市役所 会議室

出席委員(農業委員)

1番	川上 達也	○	2番	岸本 信子	○	3番	名城 政幸	○
4番	野原 朝行	○	5番	長山 正敏	欠	6番	前川 好男	○
7番	伊波 實	◎	8番	具志堅 安盛	◎	9番	宮城 政喜	○
10番	比嘉 晴	○	11番	比嘉 清隆	○	12番	仲原 由香里	○

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

議案 第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第30号 農地転用事業計画変更承認申請について
第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第33号 農用地利用集積計画の意見決定について
第34号 非農地証明願について
第35号 現況証明願について
報告 農地法第3条許可の取り消し願いについて

(開会)

議長 これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は7番と8番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。

では、これより「第6回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用地内、面積1,066㎡。規模拡大のための有償移転。従事者2名、主従事日数200日。計画作物はマンゴーとなっております。

整理番号2番 農振農用地内、面積1,187㎡。規模拡大のための有償移転。従事者2名、主従事日数200日。計画作物はヤエヤマアオキとなっております。

整理番号3番 農振農用地内、面積6,294㎡(2筆合計)。新規就農のための無償移転。従事者1名、主従事日数250日。計画作物は野菜となっております。

議長

事務局としては、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

委員

質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしいでしょうか。

異議なし。

(第30号 農地転用事業計画変更承認申請について)

事務局 整理番号1～4番については申請人が同一な為、まとめて説明します。農振農用外、面積874㎡(6筆)。当初建売住宅を8棟計画していましたが、コロナ禍で同時期に8棟の建築が不可能になってしまったため、前回の申請で4棟を申請し、今回は残りの4棟を建築するための申請となっております。農地区分は第3種農地(4割街区)で宅地割合は54%となっております。

整理番号5番 農振外、面積 239 m²。当初住宅建築を予定していたが、他の土地に住宅を建築することになったため、新たに貸し資材置場として活用するための申請となっております。農地区分は第3種農地(用途地域)で準住居地域、事業計画変更の整理番号6番、5条の整理番号4番と同時申請となっております。

整理番号6番 農振外、面積 310 m²。当初住宅建築を予定していたが、資金調達が困難になったため、新たに事業継承者が貸し資材置場として活用するための申請となっております。農地区分は第3種農地(用途地域)で準住居地域、事業計画変更の整理番号5番、5条の整理番号4番と同時申請となっております。

議長

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

(第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用外、面積 429.75 m²。一般住宅として使用するために申請。農地区分は第2種農地(市街地近接)で一団農地が 2.2ha となっています。

議長

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用外、面積 2,551 m²。キャンプ場のための所有権移転。農地区分は、第2種農地(その他)一団農地は 3.6ha となっております。

整理番号2番 農振農用外、面積 930 m²(3筆合計)一般住宅のための所有権移転。農地区分は、第3種農地(宅地連たん)となっております。

整理番号3番 農振農用外、面積 120 m²。一般住宅のための所有権移転。

農地区分は第3種農地(用途地域)で第一種低層住宅専用地域となっております。

整理番号4番 農振外、面積310㎡。資材置場の為の所有権移転。農地区分は、第3種農地(用途地域)で準住居地域、事業計画変更の整理番号5番、整理番号6番と同時申請となっております。

議長

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

(第33号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局

令和3年2月26日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人17名。譲受人13名。設定筆数39筆、面積54,339.79㎡。内 賃借権6筆、使用賃借権27筆、所有権移転6筆となっております。

整理番号1番～18番 10年の解除条件付き使用貸借。予定作物はシークワサー。稼働日数は250日

整理番号19番、20番 5年の賃貸借。予定作物はサトウキビ。稼働日数は150日

整理番号21番 5年の使用貸借。予定作物はサトウキビ。稼働日数は150日

整理番号番22番、23番 1年の使用貸借。予定作物は造園木。稼働日数150日

整理番号番 5年の使用貸借。予定作物はサトウキビ。稼働日数150日。

整理番号24番、25番 3年の使用貸借。予定作物は果樹。稼働日数150日

整理番号26番～28番 5年の使用貸借。予定作物はサトウキビ。稼働日数190日

整理番号29番 5年の賃貸借。予定作物はドラゴンフルーツ。稼働日数150日

整理番号30番 5年の使用貸借。予定作物はサトウキビ。稼働日数200日

整理番号31番 所有権移転。予定作物はサトウキビ。稼働日数200日

整理番号32番～34番 所有権移転。予定作物はパパイヤ。稼働日数150日

日

整理番号 35 番、36 番 所有権移転。予定作物はバナナ・稲。稼働日数 250 日

整理番号 37 番 2 年 1 か月の賃借権。予定作物はマンゴー。稼働日数 250 日

整理番号 38 番 2 年 1 か月の賃借権。予定作物はイモ、豆、ニラ、ニンニク。稼働日数 150 日

整理番号 39 番 2 年 1 か月の賃借権。予定作物はマンゴー。稼働日数 250 日

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

委員 整理番号 29 番について。資料では受人が県外住所となっているが県外の人間が通うことができるのですか。

事務局 こちらについては本人の所在地が現在県内であること、また、所有者が了解していることより問題はないと判断しています。

委員 整理番号 36 番について。資料では市外ですでに耕作を行っているとのことですが、実際作付けは行われていますか。

事務局 該当の市町村に問い合わせたところ、すでに作付けは終わっていると報告がありました。

議長 他にありませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 34 号 非農地証明願について)

調査員 整理番号 1 番 農振農用外、面積 91 m²。当該申請地は国有地の一部で、建物敷地の一部として利用されております。また、20 年以上前から農地としての活用は困難な土地で、証明相当と判断しております。

整理番号 2 番 農振農用外、面積 26 m²。当該申請地は家屋の一部となっており、小面積の土地で農地として利用されていない。農地としての有効活用が

困難な場所である為、証明相当と判断しております。

整理番号3番 農振農用外、面積 165 m²。当該申請地は建物と道路に挟まれた土地であり、農地としての活用は困難との申請でしたが、当該申請地は違反転用状態であり農地転用による申請が妥当と言えるため、証明不可と判断しております。

整理番号4番 農振農用外、面積 1,596 m²(2筆合計)。当該申請地は復帰前より現況墓地で、今後農地としての有効活用は困難である為、証明相当と判断しております。

整理番号5番 農振農用外、面積 647 m²(2筆合計)。当該申請地は20年以上耕作されていないとの申請でしたが、現地調査の結果ギンネム林であったため、証明不可と判断しております。

整理番号6番 農振外、面積 81 m²。当該申請地は墓地団地の中にある雑種地となっており、今後農地としての有効活用は困難である為、証明相当と判断しております。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、当該案件を3番と5番を除き可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第35号 現況証明願について)

調査員 整理番号1番 農用内。復帰前より牛舎として利用している為、証明相当と判断しております。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(報告 農地法第3条の取り消し願について)

事務局 整理番号1番 農用内(一部外)、面積 5,973 m²(3筆合計)。農地法第3条の許可を受けた後、所有権移転を行う前に代替え地が見つかったため、取り消し願です。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これをもちまして、第4回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 川上 達也 印

署名委員 伊波 實 印

署名委員 具志堅 安盛 印